



西播磨成年後見支援センターってどんなところ？

西播磨成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談対応や手続き支援を行っています。また、制度を普及啓発するための講演会や成年後見制度利用者の生活を身近な立場で、支援する市民後見人の養成等を行っています。

【成年後見制度とは】

認知症、知的障害、精神障害などにより、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度。

【市民後見人とは】

一定の研修を修了した人で、センターや市が推薦し、家庭裁判所から後見人等として選任された人のこと。

成年後見制度普及啓発講演会を開催

成年後見制度や対象者理解を図るため、講演会を開催します。

と き 6月26日(水)
13時30分～15時30分(13時受付開始)

と ころ 南光文化センター2階 大ホール
(佐用郡佐用町下徳久1005-1)

内 容 ◇講演「認知症の理解を深めよう」
講師 高橋 竜一さん
(兵庫県立リハビリテーション西播磨病院 認知症疾患医療センター長)
◇制度説明と事例紹介「成年後見制度ってなに？」
登壇者 佐用町職員・西播磨成年後見支援センター職員

対 象 者 たつの市、相生市、赤穂市、太子町、上郡町、佐用町在住・在勤の方

参 加 費 無料
申込方法 電話、ファックスもしくはメールでお申し込みください。

申込・問い合わせ先 西播磨成年後見支援センター (☎72・7294、☎72・7224、✉sansan@sirius.ocn.ne.jp)
(揖保川総合支所内)

市民後見人養成研修〔基礎研修〕受講生募集

と き **1日目** 7月25日(木) 9時30分～16時30分
2日目 8月1日(木) 10時～16時30分
3日目 8月8日(木) 10時～16時30分

と ころ 市役所新館4階 大会議室

内 容 市民後見・成年後見制度概論 ほか

対 象 者 次の①～④の要件を全て満たす方

- ① たつの市、相生市、赤穂市、太子町、上郡町、佐用町に在住の方
- ② 社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関心のある方
- ③ 3日間の研修の全てに参加できる方
- ④ 25歳以上69歳以下(令和7年4月1日現在)の方

受 講 料 無料 **定 員** 30名程度

申込方法 7月5日(金) までに電話でお申し込みください。

そ の 他 市民後見人候補者としてセンターに登録をするためには、基礎研修のほか、今後実施予定の実践活動研修、フォローアップ研修を修了する必要があります。
(合計10日間)



在宅介護支援センターをご存じですか？

市から委託を受けて、各圏域の在宅介護支援センター担当者が、1人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を中心に、ご自宅を訪問しています。身分証明書を携帯して訪問させていただきますので、お体のことやもの忘れのこと、生活の困りごと等をお気軽にご相談ください。

【在宅介護支援センターとは】

市が高齢者の身近な相談窓口として業務委託を行っている機関です。

在宅で生活されている高齢者やその家族等に対して、在宅介護に関する相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように支援します。介護教室「楽・得 介護塾」や介護者の心身のリフレッシュのための交流会等も開催しています。

▶地域包括支援課(☎64・3197)

圏 域	在宅介護支援センター	所 在 地	電話番号
龍野東圏域 (龍野東中学校区)	西はりまグリーンホームケアセンター	誉田町福田780-1 (介護老人福祉施設西はりまグリーンホーム内)	☎63・3101
龍野西圏域 (龍野西中学校区)	くわのみ園在宅介護支援センター	龍野町北龍野新町383-1 (サービス付き高齢者向け住宅ふらっとねす祇園内)	☎61・9002
新宮圏域	ジュネスしんぐ在宅介護支援センター	新宮町井野原531-2 (介護老人保健施設ジュネスしんぐ内)	☎75・5228
揖保川圏域	揖保川在宅介護支援センター	揖保川町半田608-1 (介護老人福祉施設いぼがわ荘内)	☎72・6600
御津圏域	御津在宅介護支援センター	御津町中島980-3 (介護老人福祉施設シスナブ御津内)	☎324・0767



古賀 小梅さん (揖保川町)
大正13年5月19日生



八十川 つや子さん (揖西町)
大正13年5月16日生

祝100歳



福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費助成制度(㊦高齢期移行医療・㊧重度障害者医療・㊨乳幼児等医療・㊩こども医療・㊪母子家庭等医療・㊫高齢重度障害者医療)に該当されている方は、毎年7月1日付けで受給者証を更新しています。引き続き受給資格がある方には更新した受給者証を6月下旬に送付します。

この制度は所得制限があり(㊨乳幼児等医療・㊩こども医療(中学3年生まで)は除く)、受給資格の有無を本人および扶養義務者等の前年中の所得で判定します。これにより対象外になる方には、その旨を通知します。

▶国保医療年金課(☎64・3240)、㊬地域振興課(☎75・0253)、㊭地域振興課(☎72・2523)
㊮地域振興課(☎322・1451)



特定医療費(指定難病)受給者証の更新について

令和6年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方は、次の期間に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間 6月10日(月)～8月16日(金)

※10月31日(木)まで更新申請の受け付けは可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日以降となりますので、ご注意ください。

※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛てにお送りします。

申請・問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 地域保健課(☎63・5139)



介護資格の取得費用を助成

介護事業所における職員の確保や、すでに就労している方の資質向上と職場定着を図るため、資格取得に要した費用の一部を助成します。

なお、本事業は、たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町が連携して実施する播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想連携事業です。

対 象 者 次の①から④のいずれにも該当し、資格取得日から6カ月以内に申請した方

- ① 市内に住所を有する方
- ② 介護職員として、播磨科学公園都市圏域内(たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町)の事業所に勤務する方または勤務予定の方
- ③ 国や他の地方公共団体等から類似の助成等を受けていない方
- ④ 市税および国民健康保険税の滞納がない方

対象となる資格 ①介護職員初任者研修 ②実務者研修 ③介護福祉士 ④介護支援専門員

助成金額 資格取得に要した費用の2分の1(5万円を限度)

申請・問い合わせ先 高年福祉課(☎64・3152)